

法令および定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

ANAホールディングス株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.ana.co.jp/group/investors/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成29年4月28日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、全役職員が閲覧できる環境を整備する。
- ・ANAグループにおけるコンプライアンスに関する相談・通報窓口である「コンプライアンス・ホットライン」およびグループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、コンプライアンス組織体制を整備する。
- ・当社および子会社におけるCSR活動の責任者として「CSRプロモーションオフィサー」、CSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会をはじめとする重要な意思決定または取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令および文書の作成・整理・保管および廃棄に関する「文書管理規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管する。
- ・監査役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。
- ・文書の保存・管理状況については「グループ監査部」が内部監査を行い、実効性を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で構成される「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する。
- ・当社および子会社におけるCSR活動の責任者として「CSRプロモーションオフィサー」、CSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・グループ経営理念を制定し、ANAグループの存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。

- ・グループ経営ビジョンの達成に向けて、グループ経営戦略等を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入する。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとする。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正かつ効率的な業務執行を行う。
- ・役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統等を「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化する。
- ・執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、「グループ経営戦略会議」において、合議制に基づく意思決定を行う。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i 子会社の業務の遂行状況を「グループ経営戦略会議」の報告事項とする。また子会社の監査役による監査状況を「グループ監査役連絡会」の報告事項とする。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高める。
 - ii リスク管理・危機管理体制の状況については「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」の報告事項とし、進捗管理を行う。
 - iii 子会社におけるCSR活動の推進者である「CSRプロモーションリーダー」を対象として「CSRプロモーションリーダー会議」を定期的実施し、リスク管理、危機管理における情報共有・教育を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i グループ経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定める。
 - ii 「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」に基づき、各グループ会社と「グループ・マネジメント・ルール」を締結し、各社の業績目標達成のために必要な経営管理を行う。
- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進する。
 - ii グループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、当社および各グループ会社の業務監査・会計監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役室の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行う。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役会・「グループ経営戦略会議」等の社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに職務執行状況等を報告する。
 - 使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- 子会社における重要な事象については「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社が監査役に報告する。
 - 常勤監査役と子会社各社の監査役は、「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、監査状況について報告および情報交換を行う。
 - 「グループ監査部」および会計監査人は、適宜、監査役に対して、子会社の監査状況についての報告および情報交換を行う。
 - 子会社の使用人等から「コンプライアンス・ホットライン」に相談・通報された内容を取りまとめ、重要項目については「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」および監査役に報告を行う。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・「ANAグループ・内部通報取扱規則」において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・「グループ経営戦略会議」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ・取締役は、監査役と「グループ監査部」が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。

業務の適正を確保するための体制の 運用状況の概要

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、監査役設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査役により、取締役の職務執行の監督および監査を行っております。取締役および監査役の選任においては社外取締役、常勤の社外監査役を選任し、監督機能の強化を図っております。

厳しい経営環境の下では、競争力を十分に発揮できる経営体制が不可欠であることから持株会社制を採用しており、子会社である各グループ会社には経験豊かで高い専門性を有する人材を取締役等として配置し、事業会社運営についての権限を委譲することで、機能的で効果的な業務執行を行っております。

持株会社である当社の取締役会では、グループ全体の経営方針と目標を定めるとともに、各グループ会社における業務執行を監督する役割を担っております。取締役会は、取締役会長が議長を務め、社外取締役を含む取締役全員に加え社外監査役を含む監査役全員が参加し、当期においては12回開催しております。

取締役会の補完的役割として、法制上の機関とは別に、案件をより迅速かつ詳細に審議するため代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役7名および常勤監査役3名、ならびに議長が指名する各グループ会社社長他にて開催する「グループ経営戦略会議」を設置し、当期においては55回開催しております。

更に、各界有識者7名からANAグループの経営全般に関し、率直かつ自由な意見・アドバイスをいただき、経営に反映する「経営諮問委員会」を設置しており、当期においては4回開催しております。

また、当社社長総括の下、常勤取締役および常勤監査役で開催し、トータルリスクマネジメントやコンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進する「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」を3回、当社および各グループ会社におけるCSR活動の推進者となる「CSRプロモーションリーダー」との会議を2回開催しております。

この他、ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、専用ホームページを設けグループ全役職員が閲覧できる環境を整備しております。

② リスクマネジメント

「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を定め、ANAグループの経営の安定性・効率性を高めることを目的としたリスクマネジメント体制を推進するとともに、グループ全体にまたがる重要テーマについては個別にリスク対策を強化しております。ANAグループを取り巻く様々な事業リスクに対しては、予防的な観点から、事前の準備や統制を図ることを目的とした「リスク管理」と、実際にリスクが顕在化した場合の「危機管理」の2つの側面からの体制を構築し、運用しております。

予防的観点からの「リスク管理」については、リスクの極小化を目的としたリスクマネジメントサイクル（リスクの洗い出し→分析→評価→管理・対策の検討実施→モニタリング）を構築し、グループ全体を対象に取り組みを行っております。また、リスクが顕在化した場合の「危機管理」においては、「CMM（Crisis Management Manual）」を規定してグループ全体の対応体制を定めております。特に、航空機の運航に直接影響する危機への対応はCMMの下部規程として「ERM（Emergency Response Manual）」を定め、当規程に基づき事故やハイジャックを想定した実践的な演習を2002年より毎年実施しております。当期においても事故模擬演習、ハイジャック演習を1回ずつ実施しております。また、首都直下地震をはじめとする大規模災害等への備えとして、「事業継続計画（BCP、

Business Continuity Plan) 」をCMMの下部規定に定め、年に一度、バックアップ施設に設置された各種機器・設備の操作訓練を実施しております。

「情報セキュリティ」の分野においては、情報セキュリティの推進に係るポリシーをISO27001 (ISMS) に準拠して定めた「ANAグループ情報セキュリティ管理規程」や具体的な運用ルールを定めた管理細則を設定し、グループ全体に適用しております。ハンドブックやeラーニングを活用してグループ全体への浸透を図りながら、遵守状況を点検する制度を設け、情報セキュリティ分野における対策をより堅固なものとしております。当期においては、グループ全社員を対象としたeラーニングを1回、各グループ会社の全部署を対象とした自己点検を実施していることに加え、16の事業所に対する情報セキュリティ専門部署によるアセスメントを実施しております。また、本年5月25日に施行されたEUデータ一般保護規則 (GDPR) に準拠するため、各種規程類の改訂や業務手順の見直しを行いました。一方、サイバーセキュリティ対策においては、経済産業省の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」に準拠し、多層防御を行いつつ、毎年、第三者機関によるリスクアセスメントを実施し必要な対策を行っております。今後は米国の国立標準技術研究所 (NIST) のサイバーセキュリティ・フレームワークを活用し、クラウドセキュリティ対策、サプライチェーンに対するセキュリティ管理の見直し等を行う予定です。なお、これらの活動の実施状況については、都度「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」において報告しております。

③ コンプライアンス

事業活動に係る法令その他の規範の遵守を促進するため、「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制を構築しております。取締役会の諮問機関である「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」の下、当社および各グループ会社に配置された「CSRプロモーションリーダー」を牽引役として、ANAグループ全体のコンプライアンス意識強化を図っております。

前期から今期にかけて、各国の贈賄禁止法に対応すべく「ANAグループ・贈賄防止規則」に基づく教育ハンドブックの作成やeラーニングの配信を実施し、グローバルレベルでの法的リスクを極小化し、企業価値の低下につながる事態を予防する体制を整備しております。また、贈賄禁止法の教育については、ハンドブックやeラーニングにとどまらず、「グループ法務部」の担当者が海外各支店に出向き、競争法の教育とあわせて、日本語・英語にて実施しており、今後も就航各地域で実施を予定しています。

また、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を目的として、法務部門と各グループ会社との連絡窓口を明確化し、双方向でコミュニケーションを取りやすい体制を構築・運用するとともに、グループ全社を対象に、航空に係る法令、独占禁止法および労働法を中心とする各種法令に係る教育も継続して実施しております。

内部通報制度に関しては、「ANAグループ・内部通報取扱規則」に基づき、社内および社外（弁護士事務所）に通報窓口を設置し、コンプライアンスに係る情報の把握および課題の解決に努めております。さらに、コンプライアンスに係る情報の把握と課題解決機能の強化を目的として、グループ全社への教育や情報発信を行う他、調査方法や監査役との情報共有体制の整備を行っております。なお、これらの活動の実施状況については、都度「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」において報告しております。

④ 内部監査

内部監査については、社長直属の「グループ監査部（組織人員：平成30年3月31日現在11名）」において当社および各グループ会社に対する業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。監査はリスク分析結果に対応して策定した年度計画に基づき実施する「定例監査」と、経営層の意向等に基づき適宜実施する「非定例監査」があり、監査結果は毎月社長へ報告し、重要事項については監査役に対して適宜報告しております。また、半期に1度、取締役会にも監査結果を報告しております。なお、監査を通じて検出された会計・財務等に関わる重要な事象に関しては、財務部門を通じて会計監査人へ情報を提供し、必要に応じて指導、助言を得る等、相互連携にも努めております。

当期においてはグループ経営計画と部門活動計画の整合性と部門運営管理を重点監査項目とし、グループ内67箇所の監査を実施しております。また、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」について、全社レベル統制、業務プロセス統制、決算財務報告プロセス統制、IT全般統制に関して、当社および各グループ会社の有効性評価を行っております。

⑤ 監査役監査

監査役監査は、常勤監査役3名を含む5名の監査役（うち、3名は社外監査役）により実施しております。各監査役は取締役会に出席し、常勤監査役はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して直接意見を述べております。また、監査役が取締役会、グループ経営戦略会議、その他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社ならびに各グループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

各監査役は監査計画に基づき当社および各グループ会社の監査を実施し、代表取締役との定期的な会議（4回実施）の際に報告のうえ情報共有を行っております。また、定期的な会議を社外取締役（3回実施）、取締役（3回実施）、会計監査人（9回実施）、内部監査部門（13回実施）ならびに各グループ会社の監査役（グループ監査役連絡会、3回実施）と持ち、より広範な情報共有と意見交換を行い、監査の充実と実効性の向上に努めております。

当期においては、監査役会を13回実施し、監査方針、監査に関する重要事項の報告および協議または決議を行っております。

業務執行部門から独立した「監査役室」を監査役会の直轄下に設置しており、監査役の専任スタッフは監査役の指揮命令で職務を行っております。なお、監査役スタッフの人事等は監査役と協議のうえ決定されております。

内部通報については、重要項目について定期的に「グループCSR・リスク・コンプライアンス会議」および監査役に報告され、通報者保護については、社内規則に明記し適切に運用されております。

監査役の職務の執行において生じる費用については、監査役の請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

連 結 注 記 表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 64社
- ・主要な連結子会社の名称

全日本空輸(株)
(株)エアーアジア
ANAウイングス(株)
Peach・Aviation(株)
バニラ・エア(株)
(株)ANA Cargo
(株)OCS
ANAシステムズ(株)
ANAセールス(株)
全日空商事(株)

- ・連結範囲の異動状況

新規：1社

Peach・Aviation(株)

株式を追加取得し、持分法適用関連会社から連結子会社となったため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 62社
- ・主要な非連結子会社の名称

Overseas Courier Service (Deutschland) GmbH

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

16社

- ・主要な会社の名称 空港施設(株)
(株)ジャムコ

- ・持分法適用の異動状況

除外：1社

Peach・Aviation(株)

持分法適用会社であったPeach・Aviation(株)は、株式の追加取得による連結子会社化により、持分法適用の範囲から除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数

91社

- ・主要な会社の名称 Overseas Courier Service (Deutschland) GmbH

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Pan Am Holdings, Inc.他子会社11社は決算日が12月31日、(株)藤二誠は決算日が2月28日であり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合は、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

- ・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

ニ. たな卸資産

主として移動平均法による原価法

連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

主として定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機

主として定額法

なお、耐用年数は主として9～20年です。

その他

主として定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しています。

- ハ、リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ、賞与引当金 従業員への賞与の支給にあてるため、支給見込額基準により計上しています。
- ハ、役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えて、役員及び執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ④ 繰延資産の処理方法
- 社債発行費 社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ、ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によっています。
さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。
- ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段…デリバティブ取引
(主として為替予約取引、金利スワップ取引、商品スワップ取引及び商品オプション取引)
- ヘッジ対象…借入金、航空燃料、外貨建予定取引
- ハ、ヘッジ方針 当社及び連結子会社は取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に基づき、通貨、金利及び商品の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度から10～15年間で均等償却しています。

⑧ 退職給付に係る会計処理の方法

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

⑨ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ、消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ロ、連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は連結納税制度を適用しています。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」に含めていた「のれん」と、固定負債の「その他」に含めていた「その他の引当金」は金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「無形固定資産」に含めていた「のれん」の金額は、1,041百万円、固定負債の「その他」に含めていた「その他の引当金」の金額は、2,091百万円です。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

当社グループ従業員が一丸となって現下の厳しい経営環境を乗り越え、さらなる成長を果たすためのインセンティブとするとともに、福利厚生の増進策として、「全日空社員持株会」、「全日空グループ社員持株会」、「全日空商事グループ社員持株会」（以下、「対象持株会」という）の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有の促進により従業員の財産形成を促すことを目的として、平成25年7月12日に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という）を導入しました。

本プランは、対象持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであります。本プランでは、対象持株会へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「ANAグループ従業員持株会信託」（以下、「従持信託」という）が、一定期間にわたり対象持株会が取得する規模の当社株式を予め一括して取得し、その後、信託終了時点までに対象持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合に、それを残余財産として、受益者適格要件を満たす当社グループ従業員（設定期間中に対象持株会に加入していたもの全員、退職者も含む）に分配するものであります。

また、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対して保証し、信託終了時において借入残債がある場合には保証契約に基づき当社が弁済することとなります。

なお、当該信託は平成29年7月に終了しており、従持信託内に累積した株式売却益相当額（資本剰余金）2,641百万円を残余財産として受益者適格要件を満たす当社グループ従業員に分配しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を適用し、従来採用していた方法により会計処理を行っています。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度1,346百万円で、株主資本において自己株式として計上しています。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度6,379千株、期中平均株式数は、前連結会計年度8,493千株、当連結会計年度1,378千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めています。

当連結会計年度においては、信託に残存する当社株式はありません。

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、株式報酬制度として信託（以下、「株式交付信託」という）を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

(1) 取引の概要

株式交付信託は、当社が拠出する金銭を取締役報酬等の原資として当社株式を取得し、業績目標の達成度等に応じて当社株式を取締役に交付する仕組みであります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度417百万円、1,318千株、当連結会計年度360百万円、114千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	3,013百万円
航空機(予備部品を含む)	529,637百万円
投資有価証券	6,815百万円
その他(流動)	16,543百万円
その他(固定)	3,330百万円
計	559,339百万円

上記の物件は、長期借入金（１年以内返済予定含む）295,227百万円の他、関連会社の債務に対して担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,150,909百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

従業員(住宅ローン等)	1,572百万円
Overseas Courier Service(Deutschland)GmbH	86百万円
OCS Korea Co., Ltd.	5百万円
PT ANA Cargo Express Indonesia	8百万円
上海百福東方国際物流有限責任公司	73百万円
AMPs B.V.	1,790百万円
Global Retail Partners PTE LTD.	34百万円
株式譲渡予約契約の履行に対する債務保証	
福岡エアポートホールディングス(株)	6,111百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	千株 351,642	千株 －	千株 3,144	千株 348,498

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	千株 1,412	千株 16,257	千株 3,803	千株 13,866

- (注) 1.自己株式の増加16,257千株は、自己株取得の16,214千株、単元未満株式の買取り38千株、関係会社の持分比率の変更により増加した4千株を加算したものです。
- 2.自己株式の減少3,803千株は、自己株消却3,144千株、単元未満株主からの買増請求による3千株、従持信託が売却した当社株式637千株、株式交付信託が売却した当社株式17千株を加算したものです。
- なお、従持信託は平成29年7月をもって終了しています。
- 3.自己株式については、株式交付信託が所有する114千株を含めています。
- 4.当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。
- 当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、株式数を算定しています。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成29年6月23日開催の第72回定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 21,021百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 6円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月26日

(注1) 配当金の総額には、従持信託及び関係会社に対する配当金45百万円を含めていません。これは従持信託及び関係会社が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

(注2) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。

「1株当たり配当金額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月28日開催の第73回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しています。

- ・配当金の総額 20,084百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 60円
- ・基準日 平成30年3月31日
- ・効力発生日 平成30年6月29日

(注) 配当金の総額には、関係会社に対する配当金7百万円を含めていません。これは関係会社が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、社債やリース等により資金を調達しています。

営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、グループ各社の社内規程等に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っています。

借入金および社債の用途は主として設備投資資金であり、転換社債型新株予約権付社債の用途は設備投資資金および自己株式取得のための資金です。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	78,036	78,036	－
(2) 受取手形及び営業未収入金	173,472	173,472	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	359,619	368,142	8,523
(4) 営業未払金	(220,330)	(220,330)	－
(5) 短期借入金	(176)	(176)	－
(6) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	(135,000)	(138,009)	△3,009
(7) 転換社債型新株予約権付社債	(140,000)	(144,865)	△4,865
(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(502,923)	(514,093)	△11,170
(9) デリバティブ取引	(4,665)	(4,665)	－

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としています。また、市場価格のない社債については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 営業未払金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお、営業未払金には為替予約等の振当処理の対象とされているものを含んでいます。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(9) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっています。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額39,883百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

7. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成29年4月13日にFirst Eastern Aviation Holdings Limitedと株式会社産業革新機構の保有しているPeach・Aviation株式会社（以下、「Peach」）の株式の一部を買い取り、連結子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

名称 Peach・Aviation株式会社

事業内容 航空運送事業

(2) 企業結合を行った主な理由

連結化することで、エアライン事業領域の拡大とフルサービスキャリア、ローコストキャリアによるデュアルマーケティングの推進により、事業ポートフォリオの最適化を図るためです。

また、Peachの独自性を維持しつつ、成長を加速させ、日本のLCC市場を牽引していきます。

(3) 企業結合日

平成29年4月13日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後の企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 38.7%

企業結合日に追加取得した議決権比率 28.3%

取得後の議決権比率 67.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため

2. 当連結会計年度に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日をみなし取得としているため、平成29年4月1日から平成30年3月31日が含まれております。

3. 被取得企業の取得価額及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた持分の企業結合日における時価 41,567百万円

追加取得に伴い支出した現金 30,458百万円

取得原価 72,025百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 33,801百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん 58,334百万円

発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発現したものであります。

償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 24,408百万円

固定資産 16,950百万円

資産合計 41,359百万円

流動負債 13,690百万円

固定負債 7,234百万円

負債合計 20,924百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,954円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 417円82銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。

当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額と当期純利益を算定しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物

定額法

なお、耐用年数は主として3～50年です。

航空機

定額法

なお、耐用年数は主として9～20年です。

その他

主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えて、執行役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しています。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理によっています。

さらに、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…デリバティブ取引

(主として為替予約取引、金利スワップ取引)

ヘッジ対象…借入金、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「ヘッジ取引に係わるリスク管理規程」及び「ヘッジ取引に係わるリスク管理取扱要領」に基づき、通貨及び金利の市場相場変動に対するリスク回避を目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っていません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断することとしています。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約等については、有効性の評価を省略しています。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の損益計算書において特別利益の「その他」に含まれている「固定資産売却益」は51百万円です。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する注記については、連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(取締役に対する株式報酬制度)

取締役に対する株式報酬制度については、連結注記表「3. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	3,013百万円
航空機	451,981百万円
投資有価証券	6,815百万円
リース投資資産	16,543百万円
その他(固定)	3,330百万円
計	481,683百万円

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定含む）295,227百万円の他、関連会社の債務に対して担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 881,334百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

全日本空輸(株)	4,513百万円
従業員(住宅ローン等)	1,501百万円
Pan Am International Flight Training Center (Thailand) Limited	1,003百万円
AMPs B.V.	1,790百万円

株式譲渡予約契約の履行に対する債務保証

福岡エアポートホールディングス(株)	6,111百万円
--------------------	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

① 短期金銭債権	57,719百万円
② 短期金銭債務	218,803百万円
③ 長期金銭債権	30,526百万円
④ 長期金銭債務	346百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	264,295百万円
② 営業費用	2,505百万円
③ 営業取引以外の取引高	675百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	千株 1,285	千株 16,252	千株 3,803	千株 13,734

(注) 1.自己株式の増加16,252千株は、自己株取得の16,214千株と単元未満株式の買取り38千株です。

2.自己株式の減少3,803千株は、自己株消却3,144千株、単元未満株主からの買増請求による3千株、当事業年度に従持信託が売却した当社株式637千株、株式交付信託が売却した当社株式17千株を加算したものです。

3.自己株式については、株式交付信託が所有する当社株式114千株を含めています。

4.当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、株式数を算定しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

会社分割に伴う関係会社株式	43,336百万円
長期前受収益	6,460百万円
関係会社株式評価損	8,565百万円
繰延ヘッジ損失	3,099百万円
その他	6,132百万円
繰延税金資産小計	67,594百万円
評価性引当額	△10,125百万円
繰延税金資産合計	57,468百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△9,608百万円
その他	△568百万円
繰延税金負債合計	△10,177百万円
繰延税金資産の純額	47,291百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86 %
(調整)	
評価性引当額の増減	0.21 %
交際費等損金不算入額	0.19 %
受取配当等益金不算入額	△16.67 %
その他	0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.60 %

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 又は被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	全日本空輸(株)	所有割合 直接 100%	事業資産賃貸 保証債務 資金の賃貸借 担保の受け入れ 役員の兼務	航空機及び予備 エンジン等の賃貸料 (注1)	185,736	営業未収入金	15,918
				債務保証 (注2)	4,513	-	-
				資金の回収	4,500	長期貸付金 (1年以内含む)	24,750
				利息の受取 (注3)	227		
				利息の支払 (注4)	1	短期借入金	114,888
				取引高 (注4)	124,464		
				担保の受け入れ (注5)	77,655	-	-
子会社	ANAセールス(株)	所有割合 直接 100%	資金貸借 役員の兼務	利息の支払 (注4)	0	短期借入金	33,805
				取引高 (注4)	32,469		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.当社と全日本空輸(株)は、航空機賃貸借契約を締結しており、航空機等の賃貸料は交渉の上決定しています。
- 2.主に全日本空輸(株)の燃油に係るデリバティブ取引から生じる債務に対して、保証しています。
- 3.貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- 4.ANAグループ内の資金を一元管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しています。取引高は期中の平均残高を記載しております。
- 5.金融機関からの借入に対し、担保の提供を受けております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,379円41銭
- (2) 1株当たり当期純利益 259円00銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額と当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上